

事業信託

2006年12月8日に成立した新信託法は、80年以上にわたって実質改正がなされなかった現行信託法の内容を、現代社会や経済活動に対応して整備するものであり、これによって事業信託が可能となった。



柳川 元宏、水野 大

長島・大野・常松法律事務所

(i)事例1(生産部門の再生)

事業会社Aが同業他社に競争力で劣る自己の事業の一部(X事業)を再生してもらおうと考え、X事業を同業他社(事業会社B)に信託する場合。かかる場合、委託者たる事業会社は、受託者たる事業会社Bに信託報酬を支払うが、事業会社Aは受益者として事業会社Bのもとで行われるX事業の収益を受ける。信託期間終了後、X事業は受託者たる事業会社Bから委託者兼受益者たる事業会社Aに返還される。

(ii)事例2(リスク事業進出事例)

事業会社がリスクの大きい自己の事業の一部(Y事業)について自己信託の方法で信託を設定し、当該信託を限定責任信託とすることでY事業から生ずる債務について信託財産のみを責任財産としたうえ、受益権の一部を第三者に販売する場合。

事業信託とは

はじめに

2006年12月8日に、新信託法が成立した。この新法においてはこれまで認められてこなかった新しい形態の「信託」が導入されている。そのような新しい形態の「信託」の一つが事業信託であり、実務上の注目度も高い。本稿ではかかる事業信託について概略を述べることにする。

事業信託の意義・メリット

事業信託は厳格に定義されている用語ではなく、様々な意味に用いられることがあるが、今回の信託法改正の文脈で事業信託という語が用いられる場合は通常、事業自体を信託財産として信託を設定する場合を指して用いられている。

事業を信託する以上、当該事業に関する負債についても信託されることになるが、現行信託法では、信託財産は積極財産でなければならず、債務自体の信託はもちろんのこと、積極財産と債務を含む包括財産の信託も認められないことから、事業信託は許されないと一般的に考えられてきた。

しかしながら、事業信託については、事業会社の資金調達手段としての利用その他様々な利用方法が考えられ、これを認めることが実務上のニーズに沿うことから、新信託法は、信託設定前に委託者が負っていた債務を信託行為によって信託財産を引当てとする債務となし得る旨の規定(新信託法21条1項3号)を置くことで事業自体の信託が可能であることを明確にした。

事業信託の活用が期待される典型的な事例としては以下のようなものが考えられる。

事業信託に関連する信託法上の論点

以下、事業信託を論ずるにあたり派生する論点を検討する。

多数受益者の意思決定

事業信託においては事業会社たる委託者(自己信託の場合は委託者兼受託者)が資金調達等のために受益権を複数の者に取得させることが考えられる。しかしながら、現行信託法は、複数の受益者がいることを想定した規定を置いておらず、実務的には複数受益者がいる場合にどのような意思決定方法が許容されるのか不明確であった。そこで、新信託法は、多数受益者の意思決定方法について規定を置き(新信託法105条以下)、信託行為に別段の定めを置かなければデフォルトルールとして受益者の全員一致によることとするが、信託の柔軟性が損なわれないよう、受託者又は受託者の役員の責任を免除するような場合を除いて、広い範囲で信託行為による当事者の自由な定めを許容した。

自己信託(信託宣言)

(i)自己信託の許容

自己信託とは、委託者自身が自分の所有する財産の中から特定の財産を分離して、これを自らが受託者として管理することを宣言することにより信託を成立させる行為をいい、これが許容されるならば、事業会社が事業主体を変えることなく事業信託を設定することが可能になる。現行信託法においては自己信託についての明文規定がなく、また、委託者の債権者詐害に用いられるおそれがあること等の理由からこれを行うことはできないとの考え方が一般的であったが、事業会社が自己信託と事業信託を組み合わせる資金調達目的で利用する場合やサービサー等他人のために金銭を預かる者が当該金銭を保全するために用いる場合等、自己信託には多様な利用可能性が認められることから、新信託法は委託者の債権者詐害の懸念について、公正証書などを自己信託の効力発生要件とし(新信託法4条3項)、また、自己信託に係る信託財産に対する強制執行の特則を設ける(新信託法23条2項)等一定の手当てを

した上で、自己信託による信託設定を明文で認めるに至った(新信託法3条3号)¹⁾。

(ii) 自己信託についての信託業法上の規制

既に述べたように、事業信託については、事業会社が自己信託と組み合わせる用いることが考えられるが、反復継続して自己信託の方法で信託を設定する行為が「信託業」に該当し、免許制、兼業規制、商号規制等の現行信託業法規制が全て及ぶとすれば、事業会社がこれを行うことは実務上ほとんど不可能となる。そこで、改正信託業法においては、自己信託によって設定した信託に関する受益権を一定人数(新聞報道によれば50名)以上が取得することができる場合に限り、自己信託を行う者が金融庁へ登録を行うことを義務づけ(改正信託業法50条の2)、それ以外の場合は信託業法規制が及ばないこととした。

限定責任信託

信託事務に関する取引から生じた債務については信託財産のみならず受託者の固有財産も責任財産となるのが原則であり、現行信託法においては、受託者が信託債権者との間で当該信託債権の責任財産を信託財産に限定する旨の責任限定特約を結ぶことは可能であったものの、信託の形態として受託者が有限責任を享受できるような信託は用意されていなかった。しかし、信託においてリスクの大きい事業を行う場

合等、受託者が有限責任を享受できる信託に対するニーズが存在し、また、関係当事者のリスク配分としてこのような信託を認めることが不当でもないと考えられることから、新信託法において信託事務に関する取引から生じた債務について信託財産のみを責任財産とする信託(限定責任信託)が創設されるに至った(新信託法216条以下)。但し、取引の相手方に不測の損害を負わせることを避けるため、限定責任信託について登記しなければ限定責任信託としての効力は生じないことになっており(同法216条1項、232条)、かつ、取引の際、限定責任信託の受託者であることを明示することが求められる(同法219条)。

事業信託と会社法

事業信託設定時の株主総会特別決議

株式会社が信託契約によって自己の事業の重要な一部を第三者に信託する場合、通常の事業譲渡の場合と同様に、会社法309条2項11号及び467条1項2号により株主総会特別決議が必要となる。また、株式会社が信託契約ではなく自己信託の方法で自己の事業の重要な一部について信託を設定する場合も、新信託法266条2項(会社法その他の法律の規定による法人の事業の譲渡に関する規定の適用については、自己信託によってする信託は、その適用の対象となる行為に含まれると定める。)により、原則として株主総会特別決議が必要と考えられる。

長島・大野・常松 法律事務所

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

Tel: +81 3 3288 7000

Email: info@noandt.com

Fax: +81 3 5213 7800

Web: http://www.noandt.com/

広報担当: 玉井裕子(第一東京弁護士会)

長島・大野・常松法律事務所は、2000年1月1日に設立され、2006年12月1日現在で弁護士260名(日本人弁護士248名、外国弁護士12名)が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業が直面する様々な法律問題に対処するため、複数の弁護士が協力して質の高いサービスを提供することを基本理念としています。

一般企業法務	企業が直面する様々な法律問題について、豊富な経験・実績を背景に迅速かつ的確にアドバイス
企業買収(M&A)	戦略立案からデュー・ディリジェンス、契約書の作成・交渉に至るまで一貫したサービスを提供
金融法務(金融関係一般)	国内外での証券発行による資金調達、国際的金融取引や規制業種の許認可に関して幅広いサービスを提供
金融法務(証券化、ストラクチャード・ファイナンス)	各種債権、社債、不動産その他の資産の証券化・流動化に関する法律業務に関与
知的財産・IT・エンタテインメント	国内・国外知的財産紛争、知的財産関連分野における契約書等の作成業務・アドバイス業務、知的財産関連ファイナンス業務等
税務	企業買収、金融新商品の開発その他の国内・国際的取引案件に対する税務面での助言を提供
紛争解決	国際的な訴訟・大規模紛争案件に関する豊富な経験と実績を活かして、紛争解決に主体的に関与
中国法務	日系企業の中国ビジネスに関する法務及び中国企業の日本進出に関する法務全般に関しての助言を幅広く提供

受託者の善管注意義務・忠実義務と取締役の善管注意義務・忠実義務

事業信託においては、受託者として受益者に対して負う善管注意義務(新信託法29条2項)・忠実義務(同法30条)と受託者の取締役が自社の株主に対して負う善管注意義務・忠実義務が衝突することもあり得よう。この問題は現時点で詳細な議論がなされていないが、事業信託を行う上では検討すべき事項になると思われる。

事業信託と租税

事業信託についてどのような課税がなされるのか、特に信託収益について受託者レベルで法人税が課されるのかについては実務上高い関心が寄せられている。この点については、現時点で明確な方向性が示されているわけではないことから今後の議論を注視する必要がある。一般論として、日本の信託税制は、信託を「導管」として扱うのが原則であるが、法人税法2条29号の3が定義する特定信託については、例外的に、特定目的会社や投資法人に対する課税との均衡を維持するため、特定信託の各計算期間の所得に対して受託者に法人税が課されることになっている(但し、一定の要件で分配金の損金算入が認められる。)。この点に鑑みると、一定の要件を満たす事業信託についても、事業主体としての会社に対する課税との均衡を維持するため、受託者レベルで法人税が課されることもあり得よう。

末尾注

1 但し、新信託法附則では新信託法施行後1年間は自己信託に関する規定を適用しないとされている。

筆者紹介

柳川 元宏

長島・大野・常松法律事務所アソシエイト。主な取扱分野はストラクチャードファイナンス、プロジェクトファイナンスその他金融取引。1996年早稲田大学法学部卒業、2002年コロンビア・ロー・スクール卒業。1998年弁護士登録、2003年ニューヨーク州弁護士登録。2002年から2003年までニューヨークのSidley Austin Brown & Wood LLP(現Sidley Austin LLP)にて研修。

水野 大

長島・大野・常松法律事務所アソシエイト。主な取扱分野は証券化取引、ストラクチャードファイナンス、ペーパーレス有価証券、金融規制など。2000年東京大学法学部卒業、2004年弁護士登録、2006年3月から日本銀行金融研究所客員研究生。

REITs in Asia

From Concept to Completion



Asia-Pacific's emerging Real Estate Investment Trust (REIT) sector has been enjoying a surge in interest and investment. As Asia recovers from its recent downturn and property prices rise, highly liquid investors have found REITs to offer significant opportunities to capitalize on the turnaround.

Bringing together editorial contributions from leading investment bankers, property developers, regulators and lawyers, this important new book explains the fundamentals of REITs and looks at their evolution and future growth in key markets in the Asia-Pacific region.

Essential reading for anyone with an interest in Asia-Pacific's burgeoning REITs market.

For more information, please call +852 2842 6910 or email enquiries@alphk.com

Published in June 2005. 164 pages.